

税務と経営

山村税理士事務所

— 発行人 —

税理士 山村嘉清

〒870 大分市城崎町1丁目4-15
-0045

電 話 0975 (36) 5231

F A X 0975 (36) 5237

ヒント

全て肯定

日本初のハンバーガーチェーンながら赤字続きで店舗数が10分の1以下になってしまう程危機に瀕していたドムドムハンバーガーの社長に就任した藤崎忍氏は独創的な商品や異業種との連携でファン層を広げ、見事4期連続で黒字化に成功した。商品開発の担当者を含めて社員が提案した企画には、必ず最初に「いいんじゃない」と肯定した。その後で、改善点を一緒に考え、社員の自信につなげる。失敗を失敗で終わらせない。社員一人ひとりが想定した結果を出せなかった要因を分析し、次の提案に生かす改善案を考えるようにすることで、独創的な商品が生まれる組織風土が生まれました。(日本経済新聞・遠藤邦生)

税務

ミニガイド

国税庁の令和5年度における法人税の申告事績の概要によると、法人税の申告件数は318万件でその申告所得金額の総額は過去最高の98兆2,781億円(前年度比15.6%増)、申告税額の総額は17兆3,924億円(前年度比16.7%増)となっています。



ヒント



ブナ林(秋田)

石橋睦美 / オアシス

相続時精算課税制度

□制度の概要

相続時精算課税制度は、贈与税・相続税を通じた課税が行われる制度で、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対して、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

特定贈与者である父母または祖父母などが亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税適用財産の贈与時の価額（令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産については、贈与を受けた年分ごとに、その相続時精算課税適用財産の贈与時の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額）を加算して相続税額を計算することになります。

□選択手続き

この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に一定の書類を添付した「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。

この制度は贈与者（父母または祖父母など）ごとに選択できますが、一度選択すると、その選択に係る贈与者（特定贈与者）から贈与を受ける相続時精算課税適用財産については、その選択をした年分以降すべてこの制度が適用され、通常の暦年課税へ変更することはできません。

□適用対象者

贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母または祖父母など、受贈者は贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人または孫とされています。

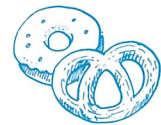
なお、適用対象財産について、その種類、金額、贈与回数に制限はありません。

□贈与税額の計算

相続時精算課税適用財産については、その選択をした年分以後、特定贈与者以外の者からの



○「暖房」、日本の「囲炉裏」は背中が寒いのが難点。ヨーロッパでの暖房は「暖炉」。古い屋並みに煙突が多く、サンタが入って来る昔話が多い。更に北のロシアは極寒なので煉瓦で固めた大きな箱形の「ベチカ」で熱さを長持ちさせる。朝鮮半島は床暖房の「オンドル」。ただ、低温なのでお尻を直に床につけてあぐらをかく、女性は片膝を立てて直に座ることも。



贈与財産と区分して、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額を基に贈与税額を計算します。その贈与税の額は、特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額（課税価格）から、相続時精算課税に係る基礎控除額110万円を控除（令和5年12月31日以前の贈与については、相続時精算課税に係る基礎控除額の控除はありません）し、特別控除額（限度額2,500万円。前年以前において、既にこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度額となります）を控除した後の金額に、一律20パーセントの税率を乗じて計算します。

□相続税額の計算

相続時精算課税を選択した受贈者に係る相続税額は、特定贈与者が亡くなった時に、それまでに贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額と相続や遺贈により取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して計算します。

その場合、相続税額から控除しきれない相続時精算課税に係る贈与税相当額については、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。

税目ごとにみる 書面添付制度

書面添付制度に関して、財務省によると、所得税や法人税での書面添付制度の利用が頭打ちとなる中で、相続税における書面添付制度の利用が伸び続けています。書面添付制度とは。

① 書面添付制度とは

「書面添付」は税理士だけに認められた権利で、税務申告書の作成に際して、計算や相談した事項を記載した書面を税理士が申告書に添付することができる制度を言います。この書面が添付されている申告書を提出した場合は、あらかじめ日時と場所を通知して税務調査が行われる際に、その通知前に税務申告に携わった税理士に添付された書面の記載事項について意見を述べる機会を与えるというものです。

② 書面添付制度を使うことによるメリット

一つ目は、書面添付制度を利用した場合、事

前の税理士に対する意見聴取のみで、場合によっては税務調査が省略される可能性もありうるというものです。実際に書面添付制度を利用する場合に申告書に添付する書面には、税理士がどういった事項を検討し、申告書に反映したか等を個別具体的に記載する必要があります。

二つ目は、書面添付制度を利用した場合に設けられる、税務調査前の意見聴取において申告漏れが見つかった場合に修正申告書が提出されたとしても、修正申告は自主申告扱いとなり、加算税がかからなくなります。しかしながら、書面添付制度による税務調査前の意見聴取ではなく、税務調査後の修正申告は加算税や延滞税のペナルティの対象となります。

③ 書面添付制度の活用状況

令和5年事務年度の書面添付割合は、所得税が1.5%、法人税が10.0%とほぼ前年と変化ないものの、相続税は前年度比0.9%増加し、24.3%となりました。これは、他の税目に比べ実地調査件数等の割合が高いことや相続税は毎年申告が必要ないことなどが挙げられます。

ナマの税務相談室

Q 故人が相続開始前3年以内に建築した賃貸建物があります。

また、その建物を建築するために借入金が債務としてあります。(土地は使用貸借) 建物と借入金では、借入金の方が多くなっています。

この建物を配偶者の妻が一人で相続することになりました。

その他にも土地や預貯金等の財産がありますが、他の相続人で相続することになりました。お聞きしたいのは妻の相続税について債務過大になっていますが、問題はないでしょうか。

A 相続税額はご存知のように被相続人の共同相続人が被相続人から相続で取得した財産から各人が負担した債務及び葬式費用の額を控除いたします。

更に相続開始前の3年以内にその被相続人から贈与を受けた財産の額を加算した合計額によって計算することになっています。

建物並びに 関連債務の承継

そして、各相続人が取得した財産の額から債務等を控除した額がマイナスの場合は零とされて計算することになっています。

ご質問の場合、被相続人の配偶者の方は債務超過の状況ですので、相続税の課税価格はマイナスではなく、零としてカウントされ、相続税の総額、配偶者の税額軽減額の計算上は不利な扱いとなります。

なお、被相続人の債務は相続の開始と同時に、相続人が法定相続分により承継することになります。

その結果、配偶者が他の相続人の承継すべき債務を負担することは代償分割に該当いたしません。

従って、配偶者が負担した他の相続人の承継すべき債務の額が配偶者の取得する建物の価額を上回る場合に、他の相続人について贈与税の課税問題が生ずる場合があります。

ナマの税務相談室

食事代給与課税通達と 大企業豪華社内カフェ

従業員2人が同時に社員証等をかざすと飲料代が無料になる自動販売機を設置する企業が増えているそうです。会社負担の飲料代は、少額なので給与課税の対象になっていないようです。

自販機を設置するまでもなく、経営者が職場の福利厚生として、TeaTimeの時間の飲み物やおやつを提供をしているのは、珍しい事例ではないと思われます。社長が2,000円だけの負担で済むふるさと納税をして、受け取る返礼品を職場に提供しているとか、会社が受け取るお中元やお歳暮、手土産を職場分配している、という様なことも日常茶飯事の事かと思われま

す。これらの職場での役得利益について給与課税されているという話は聞かれませんが、

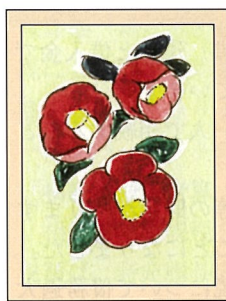
しかし、会社が従業員に食事を支給した場合は、従業員が食事代の半分以上を負担し、1ヶ月当たり税抜き3,500円以下という要件を満たさないと給与課税されるという通達があります。でも、食事代給与課税通達は本当に差別なくフェアに機能しているのでしょうか。

例えば、Google合同会社、GMOインターネット(株)、楽天(株)などの大企業のホームページでは、朝・昼・晩3食の無料食堂についてネット公表しています。社員だけでなく派遣社員、アルバイト、外注業者、警備員、そして来訪客も無償利用できます。

楽天(株)のホームページでは、「カフェテリアのあるオフィスでは、食事を基本無料で提供しています。メインメニューはすべて日替わりで、その日の気分や好みに合わせて、選択することができます。しっかり食べたい人に向けたメニューから野菜中心メニューまた、一部のカフェテリアではハラル、インドベジにも対応しています。様々なニーズに応えたバラエティ豊かなメニューが好評です」などと謳っています。他の会社も似ています。

若い人の平均食費は月6~8万円とのネット情報もありますが、どこもバイキング方式で、個々の誰がどういう食品を選択して食したか把握するのは困難です。さらに社内食堂の場合は材料代のみが給与課税判定の対象であり、一人一人の材料食事代を捕捉するのは限りなく困難です。

「ぬかるみをよけてある
くや紅椿 万太郎」
2月は、贈与税の申告の
月です。そして、所得税の
確定申告も始まります。
「二月の雨梅の雫となり
ゐたり 綾子」
税務繁忙期の只中です。
健康に十分留意して下さい。
「二月には二月のみどり
露の臺 比奈夫」
「二月田をゆく爺婆の旅
行団 登四郎」
3日立春、18日雨水。



夢なき者に理想なし
理想なき者に計画なし
計画なき者に実行なし
実行なき者に成功なし
故に、夢なき者に成功なし

(吉田松陰)

2月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○贈与税の申告(2月1日より3月15日まで)	10日	○1月分個人住民税特別徴収分の納付
○1月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)		
○所得税の確定申告、損失申告(2月16日より3月15日まで)	17日より	
○12月決算法人の確定申告	28日	○12月決算法人の確定申告
○6月決算法人の中間(予定)申告		○6月決算法人の中間(予定)申告
	(地方条例による)	○固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。